

四日市市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 6 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 49 号

四日市市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市個人情報保護条例施行規則（平成 12 年四日市市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(代理人による開示請求)</p> <p><u>第 3 条</u> 条例第 12 条第 2 項（条例第 2 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 31</p>	<p><u>(個人情報管理責任者等)</u></p> <p><u>第 3 条</u> 条例第 8 条の規定により個人情報の適正管理を行うため、同第 2 条第 2 号に規定する実施機関の課（これに準ずるものを含む。以下「所管課」という。）に個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、所管課の長をもって充てる。</p> <p><u>2</u> 管理責任者を補佐し、所管課の保有する個人情報を適正に取り扱うため、所管課に個人情報取扱責任者を置き、四日市市文書取扱規程（昭和 34 年四日市市訓令甲第 3 号）第 5 条に規定する文書取扱主任をもって充てる。ただし、文書取扱主任を置かない所管課においては、管理責任者が指名した職員をもって充てる。</p> <p>(代理人による開示請求)</p> <p><u>第 4 条</u> 条例第 12 条第 2 項（条例第 2 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 31</p>

条第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が別に定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 個人情報（特定個人情報を除く。）の開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求 15歳以上の本人又は本人の法定代理人にから委任を受けた弁護士、司法書士及び行政書士（以下「委任を受けた弁護士等」という。）

(2) 特定個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求 本人又は本人の法定代理人から委任を受けた者（以下「任意代理人」という。）

(開示請求の手続)

#### 第4条 (略)

2 条例第13条第2項（条例第20条第3項、第23条第3項、第28条及び第32条において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその法定代理人等であることを証明するために規則で定める必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 任意代理人が開示請求する場合

条第2項において準用する場合を含む。)の実施機関が別に定める者は、15歳以上の本人又は本人の法定代理人から本人の個人情報の開示請求（訂正請求、削除請求及び中止請求を含む。）の委任を受けた弁護士、司法書士及び行政書士（以下「委任を受けた弁護士等」という。）とする。

(開示請求の手続)

#### 第5条 (略)

2 条例第13条第2項（条例第20条第3項、第23条第3項、第28条及び第32条において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその法定代理人等であることを証明するために規則で定める必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)から(3)まで (略)

ア 当該任意代理人に係る第1号に

掲げるいずれかの書類

イ 委任状

(本人意思の確認)

第5条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を含む。）の開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求が、本人の法定代理人その他本人以外の者からなされた場合において、必要があると認めるときは、本人意思の確認のための措置を講ずるものとする。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。



		整理番号	第 号
個人情報開示決定通知書			
		第 号	年 月 日
様		印	
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおり開示を                  することと決定しましたので、四日市市個人情報保護条例第17条第1項の規定により通知します。</p>			
開示請求に係る 個人情報の内容			
個人情報の 開示日時	<input type="checkbox"/> 次の日時におこしてください。 年 月 日 時 分 午前 午後 <input type="checkbox"/> 開示日時の希望について、事務担当課にご連絡ください。		
個人情報の 開示の場所			
事務担当課	電話番号		
備 考			

- (注) (1) 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類（運転免許証等）を提出又は提示してください。
- (2) 法定代理人が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (3) 委任を受けた弁護士等が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）と弁護士等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (4) 任意代理人（委任を受けた弁護士等を除く。）が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）を提出又は提示してください。
- (5) 指定の日時におこしいただけない場合には、あらかじめ事務担当課に電話等でご連絡ください。
- (6) 開示日時が指定されていないときは、あらかじめ事務担当課と開示日時を決めてからおこしてください。

第3号様式（第6条関係）

	整理番号	第	号
個人情報一部開示決定通知書			
様		第	号
		年	日
		月	印
<p>年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、次のとおりその一部について開示をすることと決定しましたので、四日市市個人情報保護条例第17条第1項の規定により通知します。</p>			
開示請求に係る 個人情報の内容			
個人情報の 開示日時	<input type="checkbox"/> 次の日時におこしてください。 年 月 日 午前 時 分 午後 <input type="checkbox"/> 開示日時の希望について、事務担当課にご連絡ください。		
個人情報の 開示の場所			
一部を開示 しない理由	四日市市個人情報保護条例第14条第1項第 号該当		
事務担当課	電話番号		
備考			

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを提起することができなくなります。）ただし、不服申立てを行った場合、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

- (注) (1) 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類（運転免許証等）を提出又は提示してください。
- (2) 法定代理人が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (3) 委任を受けた弁護士等が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）と弁護士等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- (4) 任意代理人（委任を受けた弁護士等を除く。）が開示を受ける際は、(1)の書類のほか、委任状（個人情報の開示について委任する旨明記されているもの）を提出又は提示してください。
- (5) 指定の日時におこしいただけない場合には、あらかじめ事務担当課に電話等でご連絡ください。
- (6) 開示日時が指定されていないときは、あらかじめ事務担当課と開示日時を決めてからおこしてください。

第 1 2 号様式を次のように改める。

	整理番号		第 号
個人情報（訂正・削除・中止）請求書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     年 月 日                      ( 千 一 )                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     住 所                      請求者                      氏 名                      電話番号                 </div> <p>四日市市個人情報保護条例第23条第1項（第28条及び第32条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり個人情報の訂正・削除・中止を請求します。</p>			
請求の区分 (該当する□に、 <input checked="" type="checkbox"/> 印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 中止		
請求に係る個人情報の内容			
訂正・削除・中止を求める内容			
請求者の区分 (該当する□に、 <input checked="" type="checkbox"/> 印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 本人 法定代理人 (本人との続柄 ) 委任を受けた弁護士等 <input type="checkbox"/> 未成年者 (15歳未満) <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 未成年者 (15歳以上) <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 行政書士  <input type="checkbox"/> 任意代理人 (委任を受けた弁護士等を除く。) 開示請求の対象が特定個人情報の場合にのみ選択できます。		
法定代理人等が請求する場合	本人の氏名		
	本人の住所	〒	
		電話番号	

- (注) (1) 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
- (2) 法定代理人が請求する場合は、(注) (1)の書類のほか、本人との関係を証明する書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。
- (3) 委任を受けた弁護士等が請求する場合は、(注) (1)の書類のほか、委任状と弁護士等であることを証明する書類の提出又は提示が必要です。
- (4) 任意代理人が請求する場合は、(注) (1)の書類のほか、委任状の提出又は提示が必要です。

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
代理資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士・行政書士であることを証明する書類 (                      ) <input type="checkbox"/> その他 (                      )
事務担当課	部                      課 (電話                      )
備 考	



附 則

この規則は、平成27年10月6日から施行する。

(総務部総務課)